

新旧対照表（案）

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）記載要領及び留意事項】

（注）傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">関税法関係</p> <p style="text-align: center;">携帯品・別送品申告書（C-5360）</p> <p><申告書A面></p> <p>1. 入国（帰国）時に、家族が同時に税關検査を受ける場合には、代表者が当該申告書を記入し、「同伴家族」欄に代表者本人を除く同伴家族の人数を記入する。</p> <p>2. 「搭乗機（船舶）名」欄には、入国（帰国）の際に搭乗した航空機の便名若しくは乗船した<u>船舶名</u>を、「出発地」欄には、出発地の都市名をそれぞれ記入する。</p> <p>3. 「下記に掲げるものを持っていますか？」欄には、入国（帰国）の際に持ち込むもので、からまでの質問事項に該当するものがある場合には「はい」に、該当するものがない場合には「いいえ」にチェックを記入する。</p> <p>4. 「100万円相当額を超える現金又は有価証券などを持っていますか？」欄で、「はい」にチェックをした方は、当該申告書とは別に「支払手段等の携帯輸入届出書」の提出が必要。</p> <p>5. 入国（帰国）時に携帯せず、郵送などの方法により別に送った手荷物等がある場合には、「別送品」欄の「はい」にチェックを記入し、送付梱包数を記入する。</p> <p><申告書B面></p> <p>1. 「入国時に携帯して持ち込むもの」欄には、入国（帰国）時に携帯して持ち込むものを全て記入する。ただし、酒類、たばこ及び香水（乗組員にあっては酒類、たばこ、のり及び時計）以外の物品で1品目毎の海外市価の合計額が1万円以下（乗組員にあっては1,000円以下）のものについては、記入不要。</p> <p>2. 「価格」欄には、1品目毎の合計額を記入する。なお、記入にあたっては、通貨単位も記入すること。</p>	<p style="text-align: center;">関税法関係</p> <p style="text-align: center;">携帯品・別送品申告書（C-5360）</p> <p><申告書A面></p> <p>1. （同左）</p> <p>2. 「搭乗機（船舶）名・出発地」欄には、入国（帰国）の際に搭乗した航空機の便名若しくは乗船した<u>船舶名</u>と出発地の都市名を記入する。</p> <p>3～5 （同左）</p> <p><申告書B面></p> <p>1及び2 （同左）</p>